

■市の施設 冬期開館及び休館のお知らせ

▼ノシャップ寒流水族館・

稚内市青少年科学館

冬期開館／11月1日(月)～

11月30日(火)

令和4年2月1日(火)～

3月31日(木)

開館時間／10時～16時

※入館は15時40分まで

休館期間／12月1日(水)～

令和4年1月31日(月)

場所／ノシャップ2丁目

問い合わせ／市科学振興課

☎22・5100

太とのつながり」と題し、

パネルや関連資料の展示

を行います。

期間／11月12日(金)～令和

4年3月下旬(予定)

場所／稚内副港市場 稚内

市榊太記念館・港ギヤラ

リー(港1丁目6番28号)

問い合わせ／

市教育総務課文化振興グ

ループ

☎23・6056

▼稚内市旧瀬戸邸

冬期開館／11月1日(月)～

令和4年3月31日(木)

開館時間／9時～16時

休館日／12月31日(金)～

令和4年1月5日(水)

場所／中央4丁目

問い合わせ／

市教育総務課文化振興グ

ループ

☎23・6056

▼稚内市榊太記念館

休館日／11月1日(月)～

令和4年3月31日(木)

までの毎週月曜日(祝日

の場合翌日)。

▼稚内市大沼野鳥観察館

(大沼バードハウス)

冬期開館／令和4年1月29

日(土)～2月28日(月)

※開館期間中は無休

開館時間／9時～17時

休館期間／冬期開館期間を

除く11月26日(金)～令和

4年3月24日(木)

場所／声問

問い合わせ／

稚内市大沼野鳥観察館

☎26・2965

▼北の桜守パーク(映画北

の桜守資料展示施設)

休館期間／11月1日(月)～

令和4年4月28日(木)

問い合わせ／市観光交流課

☎23・6468

▼宗谷丘陵展望休憩施設

(ゲストハウスアルメリ

ア)

休館期間／11月4日(木)～

令和4年4月28日(木)

問い合わせ／市観光交流課

☎23・6468

▼稚内市浜勇知展望休憩施

設(こっほの家)

休館期間／11月4日(木)～

令和4年4月28日(木)

問い合わせ／市観光交流課

☎23・6468

■稚内北星学園大学の学生支援を行っています

市では、稚内北星学園大学に入学する方や在学して

いる方に対して、2つの支援制度を実施しています。

《稚内市大学育英金支給制度》

同大学へ進学する方々

を応援する制度で、月額

2万5千円(年間30万円)の

育英金を大学在学中の4年

間支給します。

返還の必要はありません。

対象／

市内の高校(保護者が市

内在住であれば市外の高校

でも可)。を卒業見込み、ま

たは卒業後2年以内で、次

の要件を全て満たす方

・同大学に入学が確実であ

ること

・学業成績が優秀で性行が

善良であること

・経済的な理由により修学

が困難であること

支給金額／

月額2万5千円

(5月と11月に半年分を

まとめて支給します。)

支給期間／4年間

申請方法／

申請書等の必要書類を市

教育総務課に提出してく

ださい。大学育英金支給

選考委員会で支給者の選

考を行い、通知します。

申請期間／

12月1日(水)～令和4

年3月31日(木)

《稚内市大学修学資金貸付制度》

同大学に通う方に、対象

年度の授業料相当分を無利

子でお貸しする制度です。

返還期間は、卒業後最大10

年(夜間主の方は別途相談

です。)

対象・貸付条件／

・本市に住民登録してお

り、同大学に在学中また

は入学が確実な方(本市

出身でなくても、住民票

を移すことで利用できま

す。)

・連帯保証人が2人必要

(保護者のほか、もう一

人は条件あり)

貸付限度額／

1年間の授業料が上限で

す。(貸付利息は市が負担し

ますが、返還時の延滞利息

は除きます。また、翌年以

降も利用する場合は、再度

申請が必要です。)

申請期間／

・1年生：入学する前年の

12月～5月末まで

・2年生以降：4月～5月

末まで

問い合わせ／

市教育総務課総務管理グ

ループ

☎23・6518

■税に関する絵はがき・作文の入賞作品を展示!

稚内税務署管内の小学生

から応募があった絵はがき

と、中・高校生の皆さんか

ら応募があった作文の入賞

作品を展示します。

●絵はがき

展示場所／

・キタカリアトリウム

11月11日(木)～17日(水)

●作文

展示場所／

・キタカリアトリウム

11月15日(月) 15時

☎33・1155

稚内税務署・稚内地区納

税貯蓄組合連合会

■家屋の取得・取り壊し等をしたときはご連絡を

家屋にかかる固定資産税

は、毎年1月1日の賦課期

日に所有している方に課税

されます。

家屋の取得・取り壊し等

をしたときは、市税務課へ

ご連絡ください。

◆家屋を取得(新築・増築

等)したとき

住宅、物置、店舗、倉庫

などの家屋を新たに取得

(新築・増築等)した方は、

ご連絡ください。翌年度か

らその家屋に対して、固定

資産税等が課税されます。

連絡がなく家屋の存在を

確認した場合は、本来の課

税年度までさかのぼって課

税することになりますの

で、ご注意ください。

～30日(火) 12時

・市立図書館

11月24日(水) 15時

～12月10日(金) 12時

問い合わせ／

・絵はがきについて

・作文について

☎23・4400

市教育総務課文化振興グ

ループ

◆未登記家屋の所有者を

更したとき

売買や贈与などで未登記

家屋の所有者を変更した場

合は、「未登記家屋所有者

名義人変更届出書」を提出

してください。変更の届出

がない場合は、翌年度以降

も前の所有者に課税されま

すので、ご注意ください。

申告先・問い合わせ／

市税務課資産税グループ

☎23・6393

